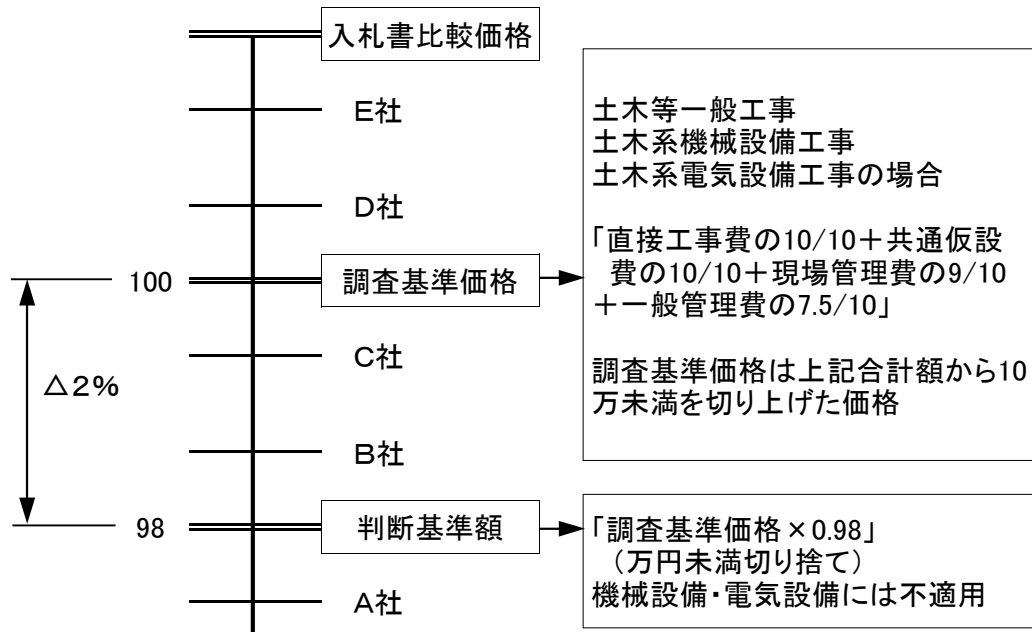


調査基準価格及び判断基準額の概要

第3条(1) 土木系工事の場合

(土木等一般工事、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事)



1. 入札価格の全てが調査基準価格以上の場合

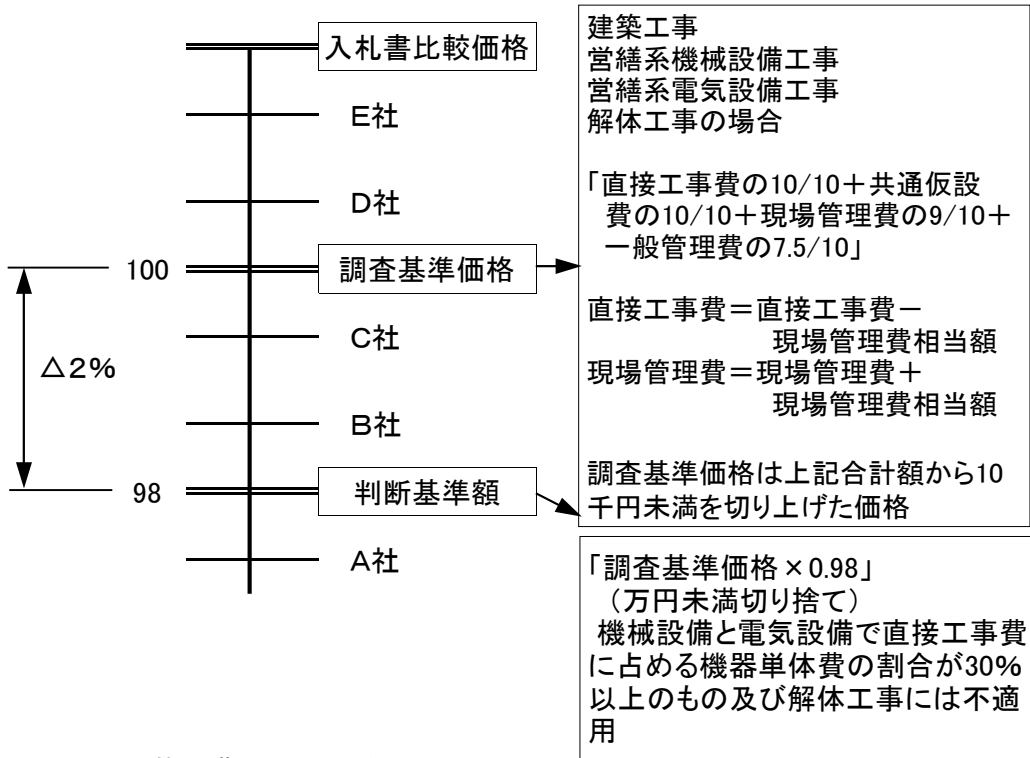
調査は必要とせず、最低の価格で入札した業者を落札とする。

2. 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合

- ① 「判断基準額」を下回った業者（ここではA社）は、調査対象外となり「不落札」とする。
- ② 調査を実施する場合、調査対象者は判断基準額以上で、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者全員（ここではB、C社）に、調査書類（様式第2号から様式第13号）の提出を求める。
- ③ 調査は、入札価格の低い者（B社）からすべての審査項目について審査し、状況に応じて事情聴取を行う。

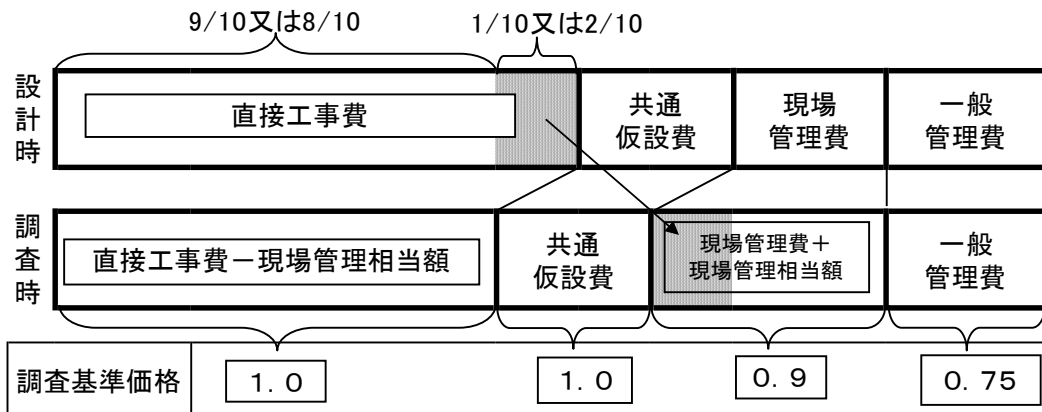
調査基準価格及び判断基準額の概要

第3条(2) 営繕系工事（建築工事及び機械設備・電気設備・解体工事の場合）



※現場管理費相当額は次の額

下記を除く工事	直接工事費×1/10
営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費×2/10



1. 入札価格の全てが調査基準価格以上の場合
調査は必要とせず、最低の価格で入札した業者を落札とする。
2. 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合
 - ① 「判断基準額」を下回った業者（ここではA社）は、調査対象外となり「不落札」とする。
 - ② 調査を実施する場合、調査対象者は判断基準額以上で、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者全員（ここではB、C社）に、調査書類（様式第2号から様式第13号）の提出を求める。
 - ③ 調査は、入札価格の低い者（B社）からすべての審査項目について審査し、状況に応じて事情聴取を行う。